

# コロナ禍で事業収入が減少した中小企業者などの 固定資産税・都市計画税の軽減措置について

新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月～10月の任意で設定した連続する3カ月の事業収入が下記に当てはまる場合、固定資産税・都市計画税について、課税標準をゼロまたは1/2とする軽減が受けられます。

- 前年同期比▲30%以上50%未満の場合：1/2軽減
- 前年同期比▲50%以上：ゼロ

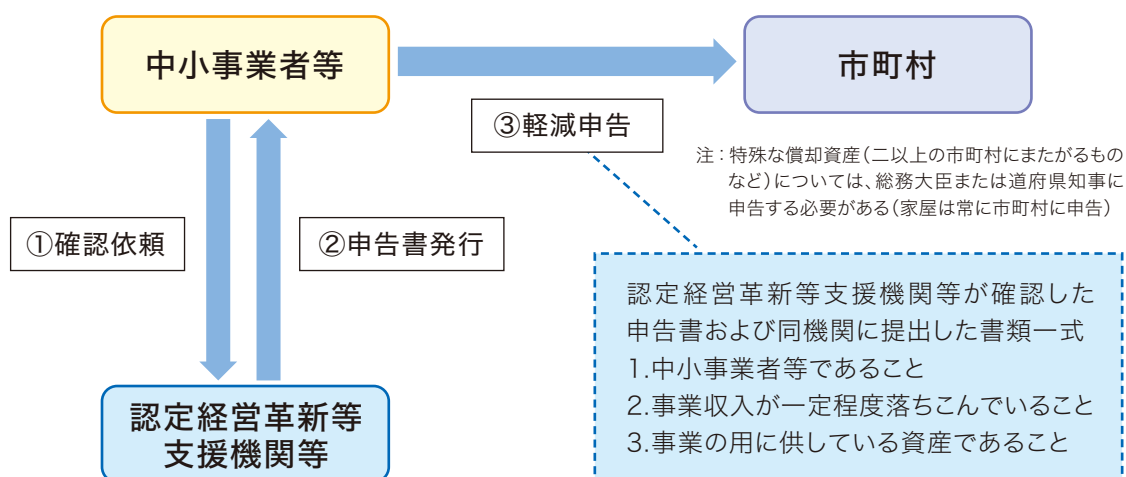
この軽減は令和3年度のみ適用で、対象資産は中小事業者などの所有する事業用家屋および償却資産です。

この軽減を受けるためには令和3年2月1日(月)までに鎌倉市への申告が必要です。詳しくは、鎌倉市ホームページをご確認ください。

■問合せ 鎌倉市資産税課 ☎0467-61-3931

URL <https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/shisanzei/shisanzeikorona.html>

〈申告の流れ〉



当所では、本申告に関する確認が可能です。確認をご希望の方は下記の書類をご準備いただき、令和3年1月20日(水)までに当所までご提出をお願いします。後日、申告書を発行しますので、令和3年2月1日(月)までに鎌倉市へご提出ください。

〈ご準備いただく書類〉

1. ご記入いただいた申告書  
※用紙は鎌倉市ホームページよりダウンロードしてください
2. 申告書に記載した売上高が分かる資料  
※月ごとの売上高が分かれば体裁は問いません
3. 資本金が分かる資料  
(履歴事項全部証明書や貸借対照表等)  
※法人事業所のみ必要です
4. ご記入いただいた償却資産申告書  
※償却資産を申告する場合に必要です
5. 令和2年度納税通知書  
※事業用家屋を申告する場合に必要です
6. 事業専用割合が分かる資料  
(令和2年度青色申告決算書等)  
※事業用家屋を申告する場合に必要です